

「千葉県県土整備部 ICT活用工事(舗装工)試行要領」の 制定について

平成30年3月27日
千葉県県土整備部技術管理課
電話：043-223-3111

建設工事の生産性を向上し魅力ある建設現場の実現を図ることを目的に国土交通省が推進するi-Constructionの3つの「トップランナー施策」のひとつである「ICTの全面的な活用」のうち「ICT舗装工」について、今後、千葉県発注工事において普及・促進を図るため、ICT舗装工の試行に当たり、必要な事項を定めた「千葉県県土整備部 ICT活用工事(舗装工)試行要領」を制定します。

1 適用条件

- (1) 「施工者希望型」※1として実施し、「ICT活用工事(舗装工)積算要領」に基づき設計変更の対象として取扱います。
- (2) 新設舗装(対象工種種別)を含む工事
- (3) 特記仕様書に「ICT舗装工※2」が設定されている工事
- (4) 希望表明可能時期は、施工計画書提出まで
※平成30年4月1日以降、契約手続を開始する工事に適用します。

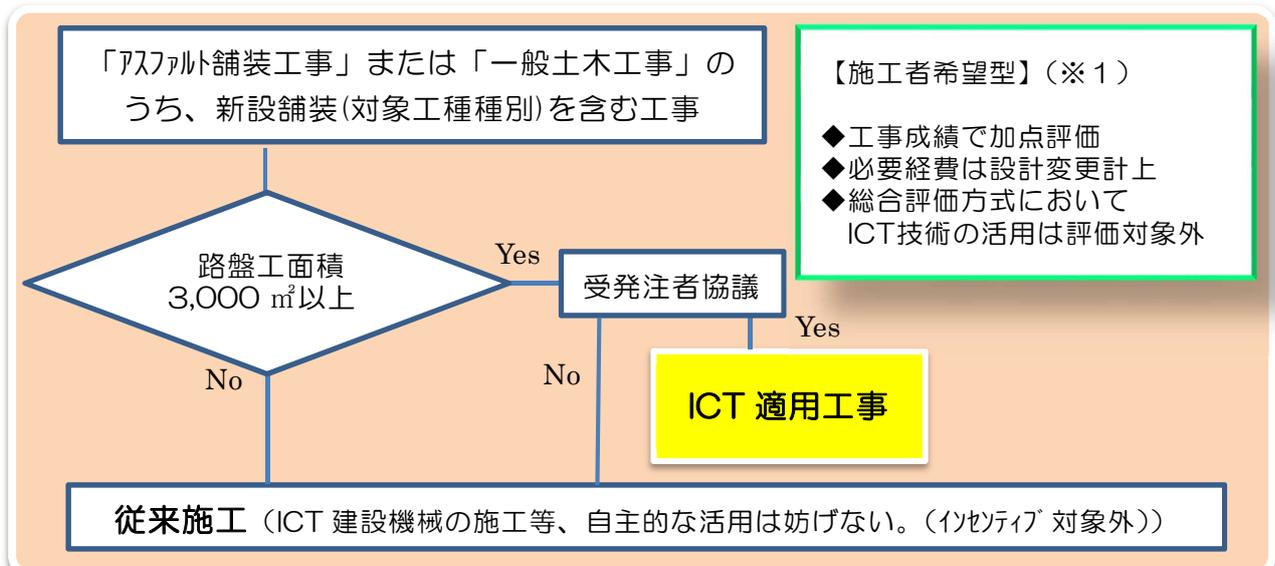
※総合評価の技術提案においてICT技術の活用は評価対象となりません。

【ICT活用工事】(※2)

- 建設生産プロセスの全ての段階(①～⑤)においてICT施工技術を全面的に活用する工事
- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建機による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品

2 対象工事(県土整備部発注工事に限ります)

- (1) 路盤工面積は3,000㎡以上
- (2) 工種は舗装工(舗装、水門)、付帯道路工(築堤・護岸、堤防・護岸、砂防堰堤)
- (3) 種別はアスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工



3 ICT活用工事試行要領 及び 基準類(平成30年4月2日掲載予定)

千葉県ホームページに掲載 [URL:http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/index-gijutu-jouhou.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/index-gijutu-jouhou.html)

※なお、平成29年度から試行しているICT土工については、平成30年度も試行を継続します。